

施設の種類に関する研修

研修日 年 月 日

施設の種類に関する研修

介護サービスとは？

施設の種類の説明の前に全体像が見えた方が分かりやすい為
まず介護サービスの分類を見ていくよ



介護サービスは介護を必要とする人が利用できるサービスで、大きく3つに分ける事ができます。

居宅サービス



施設サービス



地域密着サービス



<居宅サービス>

居宅で暮らす利用者が受けられる介護サービスとなります。

- ・ 訪問サービス(訪問介護等)
- ・ 通所サービス (通所介護等)
- ・ 短期入所サービス (ショートステイ)
- ・ 特定施設入居者生活介護
- ・ 福祉用具貸与等

※特定施設入居者生活介護とは都道府県や市町村の指定を受けた施設で人員配置など一定の基準を満たしていることから、要介護者に優しいとお墨付きをもらった施設ともいえます。有料老人ホーム・軽費老人ホーム・養護老人ホーム・サービス付き高齢者住宅が該当します。ちなみにサービス付き高齢者向け住宅については、有料老人ホームに該当する場合は特定施設という位置づけになります。

特定施設は施設ではあるんだけど、介護保険のサービス上は居宅サービスに位置付けられるんだね



<施設サービス>

下記の介護保険施設で提供される介護サービスのことで、公的施設になります

- ・ 特別養護老人ホーム（終身利用を目的とする）
- ・ 介護老人保健施設（在宅復帰を目標とする）
- ・ 介護医療院
- ・ 介護療養型医療施設

※介護療養型医療施設は寝たきりでほとんど介護を必要としない入居者も混在していたことも問題視され 2023 年度末に廃止されることが決まっています。その代わりに介護医療院が新設されました。

この施設は日常的な医療ケアを必要とする方や、常時介護が必要な方が対象です。

入院の必要性がなくなったあとも、受け入れ態勢がないなどの理由で入院したままにいる社会的入院が問題になっていたんだ。
また、介護保険施設といったらこの4つの施設の事を指すんだよ。



<地域密着型サービス>

住み慣れた地域で暮らしを継続できるように、地域主体で提供される介護サービスです

- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・認知症対応型通所介護
- ・グループホーム
- ・地域密着型通所介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護（定員 29 人以下）
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員 29 人以下）

※居宅サービスや施設サービスの指定・監督は都道府県ですが、地域密着型サービスは市町村が主体となります。小規模運営で、地域の実情に合わせて柔軟な対応が取れるというのがサービスの特徴です。地域密着型とあるように、このサービスは原則として住んでいる市区町村以外からの利用はできません。



特定施設と地域密着型特定施設は何が違うのかしら??

<特定施設>

基本は入居対象者の住所地は限定なし

「住所地特例」の対象になる。

<地域密着型特定施設>

入居対象者は地域の住民に限定される。

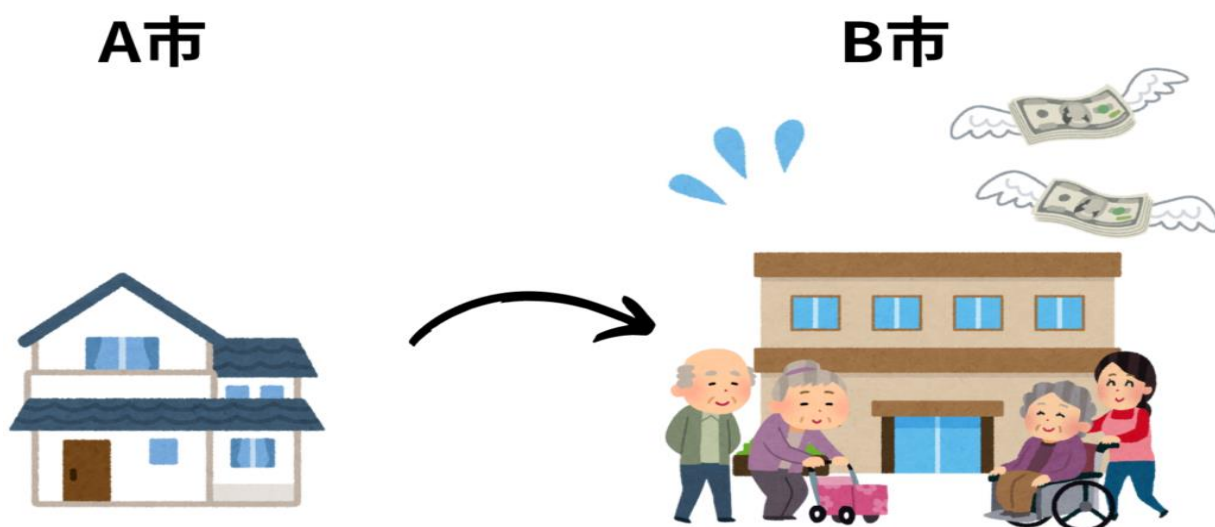
「住所地特例」の対象にならない。



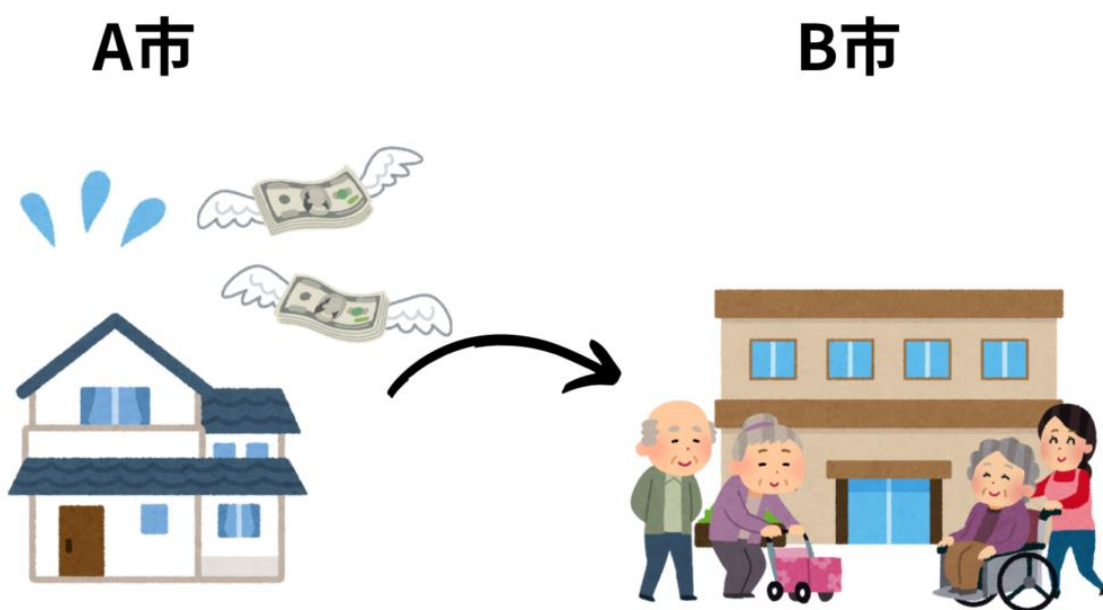
住所地特例??

住所地特例とは

介護保険では住んでいる（住所地がある）市町村が保険者になるのが基本ですが、施設が多い市区町村に高齢者がいっぱい来てしまうとそこの市区町村の介護保険料が莫大に…



そうならないようにする為の制度が**住所地特例制度**になります。



この場合、住所地特例制度では A 市が保険料の負担をするんだ



なるほどね
ついでになんだけど…
養護老人ホームと特別養護老人ホーム
の違いも教えてもらえる？



養護老人ホームと特別養護老人ホームの違い

特別養護老人ホームと**養護老人ホーム**の大きな違いは、**特別養護老人ホーム**は介護を行う施設であるのに対して、**養護老人ホーム**は社会復帰の支援を目標とした施設という点です。

養護老人ホームでは自立した日常生活を送りながら、社会参加できるようにする施設で、介護サービスの提供はありません。

特別養護老人ホームでは高齢者を“介護”する事を目的としている為、寝たきりなど介護度が高い人でも入居することができます。要介護3以上の認定を受けた方で、感染症などによる医療的措置を必要としない方が基本的な入所対象者となります。

特別養護老人ホーム

介護が必要な人に対して
介護、支援をする施設



養護老人ホーム

経済的、環境上の生活
困難者を養護し社会復帰
させる施設。





軽費老人ホームがよくわからないんだけど…

軽費老人ホームとは

軽費老人ホームは、様々な理由により自宅で生活するのが難しい、60歳以上の方が対象になる施設です。共同生活に適応できる人が入居する施設で、比較的低額な利用料で食事や生活支援サービスを受けることができます。**軽費老人ホーム**には、A型、B型、ケアハウス（C型）の3タイプに分けられます。

この**軽費老人ホーム**A型とB型は今後はなくなり、軽費老人ホームC型である「ケアハウス」のみ存在することになるんだ。



このC型であるケアハウスは二つに分けられます。

ケアハウス 一般型

一般型ケアハウスでは、生活相談や入浴、食事サービスの提供があります。

入居中に介護が必要になった場合には、外部の介護事業者と契約して訪問介護や通所介護などのサービスを利用する事ができます。

ケアハウス 介護型（特定施設）

介護型ケアハウスでは、一般型ケアハウスで提供されるサービスに加えて、介護サービスを受けることが可能です。

職員が24時間常駐します。

まとめ

- 介護保険サービスには居宅サービス・施設サービス・地域密着サービスがある
- 特定施設は介護保険のサービス上は居宅サービスに位置付けられる
- 介護保険施設は特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設の4施設である。
- 住所地特例とは保険者である市区町村の財政負担が偏らない為の制度
- 困窮している高齢者を支援する養護老人ホームは、社会復帰を目指す場所
- 入居条件は、特養が「要介護3以上」、養護老人ホームは「自立して生活できる人」
- 軽費老人ホームは比較的定額な料金で利用できる
- 軽費老人ホームであるA.B型はなくなりC型であるケアハウスのみとなる
- ケアハウスは一般型と介護型がある